

徳島県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地		指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	事業の種類	変更年月日
	旧	新	旧	新			
社会福祉法人丹生谷会	那賀郡那賀町延野字大原四〇	相生デイサービスセンター	水の花デイサービスセンター	那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇	那賀郡那賀町延野字大原四〇	第一号通所事業による支援に相当する支援	平成三十年四月一日